

概要

米国水産物輸入監視制度

米国海洋大気庁（NOAA）国家海洋漁業局は水産物輸入監視制度（SIMP）を制定する最終規則を2016年12月9日に発表しました。本制度は特定の輸入水産物を対象とし、違法・無報告・無規制（IUU）漁業で漁獲された水産物や偽装水産物の米国市場への侵入を防ぐために必要な報告・記録管理の要件を定め、これにより米国経済、世界の食糧安全保障、人類共有の海洋資源の持続性を守るための追加措置を提供します。

背景

IUU 漁業と水産物偽装は、水産資源の状況を悪化させ、合法的な市場をゆがめ、消費者の信頼に悪影響を及ぼし、世界市場において漁業規制を遵守する水産物生産者と不当に競合します。持続可能な水産業で世界をリードし、水産物消費の主要市場である米国には、人類共有の海洋資源の持続性をむしろ違法行為と闘う責任があります。

NOAA 及び米政府関係省庁は国際的な働きかけを行い、取り締まりを強め、協力関係を強化し、水産物のトレーサビリティを確立するために多大な努力を重ねています。水産物輸入監視制度（SIMP）はリスクに基づくトレーサビリティ制度の第一段階です。IUU 漁業や水産物偽装のリスクが特に高いと最初に特定された輸入水産物に関して、漁獲から米国輸入までの主要なデータを提供・報告する義務を登録輸入者に課します。

概略

- SIMP は IUU 漁業や水産物偽装に特に脆弱であると特定された優先魚種と水産物の輸入に対する許認可、データ報告、記録保持の要件を制定しています。
- これらの優先魚種が合法的に漁獲または生産されたか否かを証明するため、収集したデータを使って米国市場に入った時点から漁獲・生産に至るまでの経緯をたどれるようになります。
- 優先魚種の漁獲・荷上げの証拠書類の収集は、あらゆる輸入・輸出を対象とした米国政府の単一データポータルである国際貿易データ制度（ITDS）によって行います。



- **SIMP** はラベル表示制度ではなく、消費者向けでもありません。マグナソン・ステイブンス法（本制度は同法に基づき公布したもの）および **ITDS** の厳格な情報セキュリティにより、本制度で集めた情報は機密扱いとなります。
- 登録輸入者は、魚介類・水産物の漁獲から米国輸入時までの加工・流通過程の記録保持の義務を負います。
- 最終規則は規則案（2016年2月）に寄せられた膨大な数のパブリックコメントやメッセージを反映させ、それらに対応しました。業界の遵守負担を最小限にとどめた効果的な制度を制定する国家海洋漁業局の多大な努力を明確に示すとともに、違法・偽装表示された輸入水産物を米国市場に入る前に特定するために必要な情報を提供します。

優先種のリスト

アワビ*	レッドスナッパー
タイセイヨウダラ	ナマコ
ワタリガニ（大西洋）	サメ類
シイラ（マヒマヒ）	エビ*
ハタ類	メカジキ
タラバガニ（レッドキング）	マグロ類：ビンナガ、メバチ、カツオ、
太平洋タラ	キハダ、クロマグロ

実施

本制度に挙げたほとんどの優先種の施行は **2018年1月1日付**で義務化されますが、*エビとアワビは後日段階的に導入します。全ての輸入エビ・アワビ産品（天然、養殖とも）については、同等の報告・記録保持が米国产のエビ・アワビ養殖生産にも義務化されるまで発効を延期します。その時点で国家海洋漁業局はエビとアワビの遵守を義務化する日付を告知します。

収集する情報

漁獲・生産者

- 漁獲を行った船名、旗国
- 漁業権の証拠（許認可番号）
- 特定可能な船舶識別名（もしあれば）
- 漁具の種類



注) 漁業圏と漁具の種類は、天然物の漁業権を管理する所管官庁の使用する報告慣例・規約によって特定すべきです。そうした報告要件が存在しない場合には、国連食糧農業機関 (FAO) の漁業圏・漁具規定を使用すべきです。

魚一何を、いつ、どこで

- 魚種一水圏科学及び漁業に関する情報システム (ASFIS) のアルファベット3文字のコード
- 陸揚げ日
- 最初の水揚げ地
- 水揚げ時の水産物の形態一水産物の数量・重量を含む
- 天然または養殖による漁獲水域
- 当該の魚の水揚げ先、または配送先の名称

注) 記載事項や水産物が複数回の漁獲に亘る場合、発送毎に関与した漁獲の報告を行う義務はありますが、輸入者は漁獲を特定の魚または発送の部分に関連づける必要はありません。

登録輸入者

- 名前、所属、連絡先
- 国家海洋漁業局の発行した国際水産貿易許可 (IFTP) 番号
- 登録輸入者は上記に詳述した加工・流通過程に関して記録を保持する責任を負います。
- 水産物の積み替えに関するあらゆる情報 (漁獲・運搬船の申告、船荷証券)
- 加工、再加工、水産物の混蔵に関する記録

追加情報

- 最終規則に関する情報・資料は、こちら www.iuufishing.noaa.gov に掲載されています。
- SIMP の要件に関するお問い合わせは、国家海洋漁業局の国際・水産物監査部のセレステ・レロックス (NOAA Fisheries' Office of International Affairs and Seafood Inspection Celeste Leroux, Celeste.Leroux@noaa.gov) まで。
- 電子通関システム及び ITDS の使用に関するお問い合わせは、国家海洋漁業局・科学技術部のデール・ジョーンズ (NOAA Fisheries' Office of Science and Technology, Dale Jones, Dale.Jones@noaa.gov) まで。

*上記の日本語文書は参考のための仮翻訳で、正文は英文です。